

【第3号議案】

平成 23 年 度

事業 計 画 書

財団法人 長尾自然環境財団

I. 事業計画の概要

当財団は平成元年の設立以来、開発途上国等における自然環境保全のための自然科学分野の調査研究および保全事業等の実施、途上国の専門家・研究者等が実施する調査研究、保全事業等への助成ならびに将来の自然環境保全の担い手の養成を図ることにより、開発途上国等の自然環境保全に寄与するとともに、自然環境保全についての研究上の国際協力を推進し、もって地球環境の保全に資することを目的として以下の事業を実施してきた。

「研究助成事業」では、主にアジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、当該地域の自然環境保全およびそれを担う人材の養成を目的として、現地の専門家等が自国で実施する調査研究や学術出版、保全・教育活動を支援してきた。

「人材養成事業」では、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、次代の自然環境保全の担い手の養成を目的として、自国の大学および大学院で自然環境保全に関わる分野を専攻する当該国の学生に奨学金を支給するとともに、自然環境保全に関わる学生の交流・体験等の活動を支援してきた。

平成 18 年度からは「総合研究・活動事業」の第一期（平成 22 年度までの 5 カ年計画）として、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナムの 4 カ国において、メコン - チャオプラヤ河流域の二次的自然環境の保全とワイズユースを目的として、現地の協力機関とともに調査研究と保全活動を実施してきた。

平成 23 年度は、引き続きこれら 3 本の柱を中心に活動を展開する。

「総合研究・活動事業」においては、第一期の成果および残された課題を踏まえ、内容をさらに発展させた第二期の事業「メコン - チャオプラヤ河流域における生物多様性の保全とワイズユース」を 5 カ年計画で開始する。

公益法人の制度改革については、平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度の評議員会・理事会での各決議に則り、平成 23 年度も公益財団法人に向けた取組みを進める。

平成 23 年度の事業計画の柱は、以下のとおりである。各事業計画の内容については、次ページ以降に示す。

1. 総合研究・活動事業（第二期事業初年度）
2. 研究助成事業
3. 人材養成事業
4. 助成・支援活動へ向けた情報などの収集
5. 普及・広報活動
6. 国際機関との協力・支援

II. 事業計画の内容

1. 総合研究・活動事業（第二期事業初年度）

第二期事業計画で設定した中期目標の達成を目指し、平成 23 年度は中期目標の各項目について以下の活動を行う。その際、各国の状況に応じて実施可能なものを選択し、展開する。

中期目標 ① 各国の保全計画に資する流域生物の情報を整備し利用可能とする。

- (1) 現地フィールド調査…第一期に実施した魚類分布調査結果を活用して、情報の不足している地域や未調査地、未調査時期等を特定し、それらに関する情報の追加更新を図る。
- (2) 収蔵標本の管理と拡充…第一期に引き続き、標本の収集と標本庫での適正な管理を行う。さらに地域間での標本の交換等を促進することにより、収蔵標本の拡充を図る。なお、タイのメージョー大学では、第一期でなされなかった標本庫の整備を行う。
- (3) 現地魚類のフィールドガイドブック作成…第一期で得られた標本や画像を活用し、現地研究者の手による現地魚類のフィールドガイドブック（各種の特徴や識別点を、生鮮写真とともに簡潔に示したガイドブック）を作成する。記述には、現地語と英語を併用する。

中期目標 ② 集積した情報を活用し、保全活動に資する研究や提言を行える人材を育成する。

- (4) 特定課題研究・技術研修…以下に挙げた活動を開始する。また、必要となる技術研修も適宜行う。
 - ◆ 魚類の生活史に関する研究を行い、保護の必要な生息域等を明らかにする。
 - ◆ 絶滅危惧種の保護や繁殖に資する研究・活動を行い、生息域保全や繁殖放流などを促進する。
 - ◆ 各国が協力して、国を跨ぐ回遊性魚類の生態等を解明するための調査研究を行う。
- (5) 各国内勉強会・シンポジウム…人材育成を目的に、現地研究者や NGO 等が国内の魚類多様性やその保全を論議するための場を提供する。生物多様性や環境保全分野に係る研究者の名簿作成等も行い、生態や分類、保全等、多様な国内情報を整備できる体制づくりを図る。また、適宜シンポジウムを開催する等、研究成果の公表を促進する。

中期目標 ③ 流域住民の環境保全に対する意識を高め、住民参加型保全活動を促進する。

- (6) 環境教育・「水辺の幸」調査（委託）…第一期に引き続き、NPO 法人アジア農山漁村ネットワーク（NARC）による学童・教員等を対象とした環境教育、財団法人自然環境研究センター（JWRC）による「水辺の幸」調査を委託する。

- (7) 官学民共同魚類分布調査…地方行政官、研究者、漁民、農民等が参加する魚類分布調査を実施し、これを通じた普及啓発活動を行うことで、地域コミュニティーを介した保全活動モデルを確立する。

中期目標 ④ メコン-チャオプラヤ河流域4カ国が生物多様性情報と保全意識を共有する。

- (8) 4カ国関係者会合…関係者間の交流の場を設け、意思の疎通や“南南協力”の促進を図る。

各国における実施活動を以下に示す。ただし今後各国関係者と協議をすすめ、一部については活動を試行することで、より現実に即した活動内容に修正していく。

活動名	実施国					
	タイ			ラオス	カンボジア	ベトナム
	メージョー大学	ウボン大学	スリナカリンウィロット大学			
(1) 現地フィールド調査	実施 (90日間)	実施 (90日間)	—	実施 (90日間)	実施 (90日間)	実施 (90日間)
(2) 収蔵標本の管理と拡充	実施(含・標本庫整備)	実施(継続)	—	実施(継続)	実施(継続)	実施(継続)
(3) 現地魚類のフィールドガイドブック作成	作成(執筆・翻訳)	作成(執筆・翻訳)	作成(執筆・翻訳)	作成(執筆・翻訳)	作成(執筆・翻訳)	作成(執筆・翻訳)
(4) 特定課題研究・技術研修	実施	実施	実施(域内共通課題のみ)	実施	実施	実施
(5) 各国内勉強会・シンポジウム	—	—	実施	—	実施	実施
(6) 環境教育・「水辺の幸」調査(NARC・JWRC委託)	—	—	—	実施	—	—
(7) 官学民共同魚類分布調査	実施	実施	—	—	実施	実施
(8) 4カ国関係者会合	参加	参加	開催	参加	参加	参加

2. 研究助成事業

事業の目的と概要

主にアジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、当該地域の自然環境保全およびそれを担う人材の養成を目的として、現地の専門家等が自国で実施する調査研究や学術出版、保全・教育活動への助成を行う。

本年度の事業内容

《研究助成》

主にアジア・太平洋地域の開発途上国の自然環境保全にかかわるものについて、以下 4 つの助成を引き続き実施する。

本年度は、新規 20 件、継続 12 件の助成を計画している。

(1) 調査研究助成

専門性の高い調査研究を支援する。(最長 3 年までを認め、総額 200 万円まで助成。ただし 1 年間の助成は 100 万円を上限とする。)

(2) 小規模調査研究助成

若手研究者や大学院生による調査研究を支援する。(最長 3 年までを認め、総額 60 万円まで助成。ただし 1 年間の助成は 30 万円を上限とする。)

(3) 学術出版助成

研究成果の出版を支援する。(1 年計画で 100 万円まで助成。)

(4) 活動・教育助成

市民らによる自然環境活動等を支援する。(最長 3 年までを認め、総額 60 万円まで助成。ただし 1 年間の助成は 30 万円を上限とする。)

助成案件の採否は、提出された申請書をもとに、外部専門家 5 名から成る研究助成選考委員会により決定する。選考は 5 月、8 月、12 月、2 月の年 4 回実施する。

助成対象者に対しては、半期毎の報告書の提出(助成金支給半年後の中間報告書、1 年後の年間報告書と収支報告書)を義務付ける。

《国際機関との連携》

国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、国際連合環境計画 (UNEP) 等の国際機関との協力の下、例えば対象地域や課題を特定した研究を助成するような新たな研究助成の枠組みの実施可能性について検討する。

3. 人材養成事業

事業の目的と概要

アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、次代の自然環境保全の担い手の養成を目的として、自国の大学および大学院で自然環境保全に関わる分野を専攻する現地の学生に奨学金を支給するとともに、奨学生や一般学生等が自然環境保全について現場での知見や体験を深めるための活動を支援する。

本年度の事業内容

《奨学金支給》

以下の5カ国において奨学金支給を引き続き実施する。本年度は、新規106名、継続302名、計408名への奨学金支給を計画している。

財団と各国の現地協力機関との間で締結された合意書の下、現地協力機関が奨学生候補者の募集や選考、奨学生の管理、奨学金の支給等の業務を行う。奨学生の管理について、現地協力機関が学期毎または1年毎に奨学生の成績や健康状態、修了状況、就職状況等を財団に報告する。

(1) フィリピン（平成4年度より開始）

現地協力機関：City Government of Puerto Princesa

受給予定者数：新たに学部生10名、大学院生（修士課程）2名を加えた計43名。

備考：平成22年度に現地協力機関と合意された奨学金支給月額の変更を受け、本年度以降に新規採用する学生1人あたりの支給月額を学部生5,000円（平成22年度まで1年生・2年生：10,000円、3年生・4年生：14,000円）に、大学院生7,000円（平成22年度まで15,000円）に変更する。

(2) ベトナム（平成5年度より開始）

現地協力機関：Centre for Natural Resources and Environmental Studies

受給予定者数：新たに大学院生24名を加えた計48名。

(3) ミャンマー（平成10年度より開始）

現地協力機関：Forest Resource Environment Development & Conservation Association

受給予定者数：新たに学部生10名と大学院生5名を加えた計69名。

(4) インドネシア（平成12年度より開始）

現地協力機関：Indonesian Committee

受給予定者数：新たに学部生30名を加えた計150名。

備考：平成22年度に現地協力機関と合意された奨学金支給月額の変更を受け、本

年度以降の新規採用の学生1人あたりの支給月額を3,000円から4,000円に、
新規採用数を40名から30名に変更する。

(5) ラオス（平成16年度より開始）

現地協力機関：National University of Laos

受給予定者数：新たに学部生25名を加えた計98名。

国名	支給月額	承認年度	学部	大学院	合計
フィリピン	学部 3,4年生 14,000円 2年生 10,000円 1年生 5,000円	H20	9名		43名
		H21	8名	2名	
	大学院 2,3年生 15,000円 1年生 7,000円	H22	10名	2名	
		H23 (新規)	10名	2名	
ベトナム	大学院 7,000円	H22		24名	48名
		H23 (新規)		24名	
ミャンマー	学部 3,000円 大学院 7,000円	H19	9名		69名
		H20	10名		
		H21	10名	4名	
		H22	10名	11名	
インドネシア	学部 3-5年生 3,000円 2年生 4,000円	H23 (新規)	10名	5名	150名
		H20	40名		
		H21	40名		
		H22	40名		
ラオス	学部 2,000円	H20	23名		98名
		H21	25名		
		H22	25名		
		H23 (新規)	25名		
5カ国合計					408名

《学生の活動支援》

自然環境保全に関する現場での知見や体験を深めることを目的に、奨学生を対象とした国際・国内交流事業を、現地協力機関の協力の下、実施してきた。本年度は、インドネシア、ラオスの奨学生を対象とした各国内における体験事業の実施を検討する。

また、インドネシア、カンボジアの一般学生を対象とした環境保全活動について、各国における現地の活動団体の協力を得て、実施の可能性を検討する。

4. 助成・支援活動へ向けた情報などの収集

アジア・太平洋地域の途上国を中心に調査研究の助成および人材養成支援の必要性を探るため、財団職員が国内外で関係者・機関などからニーズを聴取する。

5. 普及・広報活動

財団の活動内容を国内外に広報するため、定期的にホームページを更新するとともに、内容や情報の充実を図る。また、財団職員が国内外に赴く機会を利用して、事業内容を広報する。

6. 国際機関との協力・支援

国際機関(UNEP、UNESCO、国際連合食糧農業機関(FAO)、国際自然保護連合(IUCN)、国際農業研究協議グループ(CGIAR)、国際林業研究センター(CIFOR)等)、や国際的な保全への取組み(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)、生物多様性条約、等)と連携して、当財団の活動基盤の強化に努める。特に、相手国の税制上の問題、さらには効率の点から、当財団が直接助成・支援するよりも国際機関等を通じて行ったほうが効果的な場合には、これらの機関の協力を得る。

平成 23 年 度

収 支 予 算 書

財団法人 長尾自然環境財団

収 支 予 算 書

平成23年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
① 基本財産運用収入	(38,290,000)	(47,783,000)	(△ 9,493,000)
基本財産利息収入	320,000	320,000	0
基本財産配当金収入	37,970,000	47,463,000	△ 9,493,000
② 特定資産運用収入	(300,000)	(324,000)	(△ 24,000)
特定資産利息収入	300,000	324,000	△ 24,000
③ 雑収入	(400,000)	(800,000)	(△ 400,000)
受取利息配当金	400,000	800,000	△ 400,000
事業活動収入計	38,990,000	48,907,000	△ 9,917,000
2. 事業活動支出			
① 事業費	(160,891,000)	(125,052,000)	(35,839,000)
研究助成費	22,141,000	17,761,000	4,380,000
人材養成助成費	22,295,000	22,599,000	△ 304,000
総合研究・活動助成費	1,200,000	1,077,000	123,000
給料手当	36,560,000	31,506,000	5,054,000
法定福利費	4,720,000	2,862,000	1,858,000
福利厚生費	50,000	38,000	12,000
諸謝金	1,660,000	381,000	1,279,000
旅費交通費	8,370,000	10,465,000	△ 2,095,000
通信運搬費	858,000	887,000	△ 29,000
渉外費	30,000	33,000	△ 3,000
賃借料	80,000	110,000	△ 30,000
保険料	400,000	377,000	23,000
消耗品費	2,320,000	2,838,000	△ 518,000
支払手数料	650,000	1,790,000	△ 1,140,000
委託費	54,455,000	32,206,000	22,249,000
会議費	102,000	122,000	△ 20,000
印刷製本費	5,000,000	0	5,000,000
② 管理費	(15,005,000)	(13,455,000)	(1,550,000)
役員報酬	5,505,000	5,505,000	0
給料手当	2,640,000	2,616,000	24,000
法定福利費	250,000	205,000	45,000
旅費交通費	200,000	213,000	△ 13,000
通信運搬費	350,000	352,000	△ 2,000
渉外費	50,000	56,000	△ 6,000
賃借料	1,776,000	1,776,000	0
水道光熱費	80,000	78,000	2,000
消耗品費	250,000	216,000	34,000
支払手数料	3,454,000	1,980,000	1,474,000
保守料	150,000	152,000	△ 2,000
会議費	300,000	306,000	△ 6,000
事業活動支出計	175,896,000	138,507,000	37,389,000
事業活動収支差額	△ 136,906,000	△ 89,600,000	△ 47,306,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
① 特定資産取崩収入	(85,000,000)	(0)	(85,000,000)
総合研究等準備特定預金取崩収入	85,000,000	0	85,000,000
投資活動収入計	85,000,000	0	85,000,000
2. 投資活動支出			
① 特定資産取得支出	(0)	(0)	(0)
② 固定資産取得支出	(0)	(0)	(0)
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	85,000,000	0	85,000,000
当期収支差額	△ 51,906,000	△ 89,600,000	37,694,000
前期繰越収支差額	52,344,000	141,944,000	△ 89,600,000
次期繰越収支差額	438,000	52,344,000	△ 51,906,000

収支予算書総括表

平成23年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	研究・人材養成 助成事業特別会計	総合研究・活動 事業特別会計	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
① 基本財産運用収入	(38,290,000)	(0)	(0)	(0)	(38,290,000)
基本財産利息収入	320,000	0	0	0	320,000
基本財産配当金収入	37,970,000	0	0	0	37,970,000
② 特定資産運用収入	(300,000)	(0)	(0)	(0)	(300,000)
特定資産利息収入	300,000	0	0	0	300,000
③ 雑収入	(400,000)	(0)	(0)	(0)	(400,000)
受取利息配当金	400,000	0	0	0	400,000
④ 繰入金収入	(0)	(66,079,000)	(94,812,000)	(#####)	(0)
一般会計からの繰入金収入	0	66,079,000	94,812,000	#####	0
事業活動収入計	38,990,000	66,079,000	94,812,000	#####	38,990,000
2. 事業活動支出					
① 事業費	(0)	(66,079,000)	(94,812,000)	(0)	(160,891,000)
研究助成費	0	22,141,000	0	0	22,141,000
人材養成助成費	0	22,295,000	0	0	22,295,000
総合研究・活動助成費	0	0	1,200,000	0	1,200,000
給料手当	0	11,594,000	24,966,000	0	36,560,000
法定福利費	0	1,619,000	3,101,000	0	4,720,000
福利厚生費	0	20,000	30,000	0	50,000
諸謝金	0	660,000	1,000,000	0	1,660,000
旅費交通費	0	1,170,000	7,200,000	0	8,370,000
通信運搬費	0	678,000	180,000	0	858,000
渉外費	0	10,000	20,000	0	30,000
賃借料	0	30,000	50,000	0	80,000
保険料	0	100,000	300,000	0	400,000
消耗品費	0	20,000	2,300,000	0	2,320,000
支払手数料	0	300,000	350,000	0	650,000
委託費	0	5,370,000	49,085,000	0	54,455,000
会議費	0	72,000	30,000	0	102,000
印刷製本費	0	0	5,000,000	0	5,000,000
② 管理費	(15,005,000)	(0)	(0)	(0)	(15,005,000)
役員報酬	5,505,000	0	0	0	5,505,000
給料手当	2,640,000	0	0	0	2,640,000
法定福利費	250,000	0	0	0	250,000
旅費交通費	200,000	0	0	0	200,000
通信運搬費	350,000	0	0	0	350,000
渉外費	50,000	0	0	0	50,000
賃借料	1,776,000	0	0	0	1,776,000
水道光熱費	80,000	0	0	0	80,000
消耗品費	250,000	0	0	0	250,000
支払手数料	3,454,000	0	0	0	3,454,000
保守料	150,000	0	0	0	150,000
会議費	300,000	0	0	0	300,000
③ 繰入金支出	(160,891,000)	(0)	(0)	(#####)	(0)
研究・人材養成助成事業 特別会計への繰入金支出	66,079,000	0	0	△ 66,079,000	0
総合研究・活動助成事業 特別会計への繰入金支出	94,812,000	0	0	△ 94,812,000	0
事業活動支出計	175,896,000	66,079,000	94,812,000	#####	175,896,000
事業活動収支差額	△ 136,906,000		0	0	△ 136,906,000
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
① 特定資産取崩収入	(85,000,000)	(0)	(0)		(85,000,000)
総合研究等準備特定預金取崩収入	85,000,000				85,000,000
投資活動収入計	85,000,000	0	0		85,000,000
2. 投資活動支出					
① 特定資産取得支出	(0)	(0)	(0)		(0)
② 固定資産取得支出	(0)	(0)	(0)		(0)
投資活動支出計	0	0	0		0
投資活動収支差額	85,000,000	0	0		85,000,000
当期収支差額	△ 51,906,000	0	0		△ 51,906,000
前期繰越収支差額	52,344,000	0	0		52,344,000
次期繰越収支差額	438,000	0	0		438,000